

募集型企画旅行取引条件説明書全文

お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。本旅行取引条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■第1条 企画旅行契約

この旅行は、岐阜県知事登録旅行業者地域-345号「長良川めぐるツアーズ」（運営法人：特定非営利活動法人ORGAN、以下「当社」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

1. 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。
2. 募集型企画旅行契約の内容、条件はインターネットホームページ（以下「ホームページ」といいます。）、旅行日程等コースごとの条件を説明したもの、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。標準旅行業約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

■第2条 旅行の申込みと旅行契約の成立

1. 所定の申込フォームに必要事項をご記入いただきお申込みください。
2. 当社はEメール、電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、旅行契約は当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日以内に旅行代金を受領した時に成立するものとし、この期間内に旅行代金をお支払いいただけない場合は、予約はなかったものとして取扱う場合がございます。
3. 参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行ないます。

4. お申込みをされたときは、取引条件説明書面記載の旅行条件、および旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意をいただいたものとみなします。

■第3条 お申込み条件

1. 未成年の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とすることがあります。80才以上の方には、医師の診断書の提出をお願いすることがあります。
2. 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
3. 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中など特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。この場合、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合はお申込みをお断りさせていただくか、または付添者の同行を条件とすることがあります。なお、上記に関する事実を、当社に伝えずに旅行を申し込まれた場合、その事実を当社が認識した時点で、契約成立後であっても、あるいは出発当日であっても参加をお断りする場合がございます。この場合、規定の取消料を申し受けます。
4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
5. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼしまたは団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は申込みをお断りすることがあります。
6. その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

■第4条 契約書面（旅行条件説明書面）と確定書面（最終日程表）

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。

(事前に代表者などを介して必要事項が記載された旅程表等が頒布されている場合は、これをお渡ししたものとみなす場合があります。) 契約書面は、旅程表やパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

2. 前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面(最終日程表)を旅行開始日の前日までに主として電子メールで交付いたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面お渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

■第5条 旅行代金とお支払い方法

1. 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、一人部屋を使用される等の追加代金がある場合にはこれを加算し、3人割引等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。旅行代金の額は、申込金、取消料、違約料および変更補償金の額を算出する際の基準となります。
2. 旅行代金は当社による予約の承諾通知から7日以内にお支払いいただきます。旅行開始7日前以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
3. 旅行代金のお支払いは、承諾通知に記載の銀行口座への振り込みにてお願いいたします。

■第6条 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に記載した鉄道、バス、船舶等利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。)(この運賃・料金には運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。以下同様とします。〕を含みません。)
2. 旅行日程に記載した宿泊料金および税/サービス料金
3. 旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金
4. 旅行日程に記載した観光料金(ガイド料金・入場料金)

*上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■第7条 旅行代金に含まれないもの

第6条に記載されたもの以外は、旅行代金に含まれません。下記に、その一例を列挙します。

1. 傷害、疾病に係わる医療費等
2. お客様のご希望により規定外の人数での宿泊や特別室等を使用される場合の追加料金
3. 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
4. ご自宅から現地までの交通費、宿泊費等

■第8条 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

■第9条 旅行代金の変更

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときはその改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
2. 第8条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変動差額だけ旅行代金を変更します。
3. 第8条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸

設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
5. 複数人数で申し込んだお客様の一方が契約を解除し、別途一人部屋の手配が必要になった場合は、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■第10条 旅行契約の解除

〔1〕お客様の解除権

ア お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

なお、表でいう「旅行契約の解除日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。

対象区分	企画料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日から当日出発前に解除する場合	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の100%以内

* お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も上表の取消料をお支払いいただきます。

イ 上記の表によらず、ツアーごとに取消料を設定する場合がございます。詳しくは募集ページをご参照ください。

〔2〕当社の解除権

1. ア お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは当社は、旅

行契約を解除することがあります。この場合、本項〔1〕のアに規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

イ 次の各号に該当するときは、当社は、旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ 当社は、本項1のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差引いた額を払戻します。また、本項1のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻します。

2. 旅行開始後の解除・払い戻し

(1) お客様の解除権

ア お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代

金のうち当該受領することができなくなった部分に係わる金額を払戻します。

(2) 当社の解除権

ア 旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ 解除の効果および払戻しは、当社が前アにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差引いた額を払戻します。

ウ 本項(2)のアa.cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地に戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

■第11条 旅行代金の払い戻し

当社は、第9条1.2.3の規定により旅行代金を減額した場合、または第10条の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して14日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

■第12条 旅程管理

当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

1. お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められると

きは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

2. 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

■第13条 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

■第14条 ガイドについて

1. ガイドの有無は契約書面に明示します。
2. ガイド付きツアーにあってはガイドが、ガイドが同行しない旅行にあっては旅行先において当社社員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
3. 現地係員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
4. ガイド及び現地係員の業務は原則として旅程に定めのあるガイドツアー時間内に限ります。

■第15条 当社の責任

1. 当社は、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りま。
2. お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は前項に記した責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

ア 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

エ 自由行動中の事故

オ 食中毒

カ 盗難

キ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

3. 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお1人様あたり最高15万円までとします。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

■第16条 特別補償

1. 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金（入院日数により）2～20万円、通院見舞金（通院日数により）1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。（但し、1個または1対についての補償限度は10万円。置き忘れ・紛失は対象外です。また次に掲げる品目については補償しません。）

ア. 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの

イ. クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

ウ. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

エ. 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品

オ. 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの _カ. 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

キ. 動物及び植物

ク. その他当社があらかじめ指定するもの

2. お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
3. 当社が補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。
4. 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

■第17条 お客様の責任

1. お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
3. 旅行開始後に、パンフレット等の契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

■第18条 旅程保証

当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の[1][2]を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社又は手配代行者の故意もしくは重大な過失に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としては

なく、損害賠償金の全部または一部として支払います。な

お、当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - (ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - (イ) 戦乱
 - (ウ) 暴動
 - (エ) 官公署の命令
 - (オ) 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - (カ) 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (キ) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

2. 「旅行契約の解除」の項の「当社の解除権」に記された規定に基づき、旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

3. 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき1件として取り扱います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.50%	3.00%
[2]契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.00%	2.00%
[3]契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.00%	2.00%
[4]契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.00%	2.00%

[5]契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.00%	2.00%
[6]契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更	1.00%	2.00%
[7]契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.00%	2.00%
[8]契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.00%	2.00%
[9]前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.50%	5.00%
注11件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎にその他の料金サービスの場合1該当事項毎に1件とします。		
注2 [4]又は[7]若しくは[8]に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1変更として取扱います。		
注3 [9]に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。		
※本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。		

■第19条 通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で、Eメール、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは一部異なります。以下に異なる点のみご案内いたします。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で、Eメール、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。

1. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
2. 申込みに際し、会員は申込みをしようとする「コース名」「旅行開始日」等に加え、「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」等を、当社らにお申し出いただきます。

3. 通信契約は、電話による申込みの場合、当社らが契約の締結を承諾した時に成立します。またEメール、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による申込みの場合は、当社らが会員との旅行契約を承諾する旨の通知を発した時に成立します。
4. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、第12条[1]アの項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが、別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただく場合はこの限りではありません。
5. 当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして、「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」、又は「第10条 [1]ア項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

また、取消料のカード利用日は、「契約解除のお申し出のあった日」とします。ただし、契約解除の申し出日が既に旅行代金のお支払い後であった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を、解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。

■第20条 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする当社の現地連絡先にご通知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■第21条 個人情報の利用目的及び第3者への提供について

1. 当社は、お申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社の商品やサービス・キャンペーンの案内、旅行に対するご意見やご感想提供・アンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. ご旅行のお申込みに際し、当社とお客様との連絡のためにお知らせいただくメールアドレスを、お客様にお断りすることなく、第3者に知らせることはありません。

■第22条 その他

1. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
2. お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
4. このご旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

■募集型企画旅行契約約款について

この取引条件書面に定めのない事項は標準旅行業約款（募集型企画旅行の部）によりま
す。

こちらからご覧ください → [https://meguru.tours/wp-
content/themes/meguru2019/pdf/yakkan_h300329.pdf](https://meguru.tours/wp-content/themes/meguru2019/pdf/yakkan_h300329.pdf)

標準旅行業約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習により
ます。